

特定（産業別）最低賃金改定のお知らせ！

福岡県の特定（産業別）最低賃金が次のとおり改定されます。

特定業種	1時間	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	828円	平成23年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	786円	
輸送用機械器具製造業	809円	
百貨店、総合スーパー（※1）	758円	
自動車（新車）小売業	800円	
各種商品小売業（※2）	710円	平成14年12月10日（※3）

※1、※2

衣、食、住にわたる各種の商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものを百貨店、総合スーパー、従業者が常時50人未満のものを各種商品小売業と言います。

※3

各種商品小売業最低賃金は、平成15～22年の間金額が改定されていません。

これらの特定（産業別）最低賃金に該当しない産業は、平成23年10月15日から改定されています福岡県最低賃金（1時間695円）が適用されます。

【問合先】 福岡労働局労働基準部賃金課 ☎092・411・4578

生活・雇用

看護職員再就業移動相談

保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を有し、現在看護の現場を離れている方を対象に、求人求職情報や最新の医療・看護情報の提供等を行う移動相談を開催します。ぜひこの機会をご利用ください。

日 時 2月3日(金) 10時～16時

※新規登録者は15時までに受付をお願いいたします。

場 所 クローバープラザ

(春日市原町三ー一七)

その他 登録時には、免許番号・取得年月日・履歴等を記入していただきます。また、求人施設の方もお気軽にご参加ください。求職者との面談を行うこともできます。

※詳しくはお問い合わせください。

問合先 (社)福岡県看護協会 福岡県ナースセンター

☎092・6311・2221

